公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

2026 年 10 月 19 日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　青木　由行

1　業務概要

⑴業務名　（修）配線路設備改修設計 2026-2-1

⑵業務内容

本業務は、配線路及び配線改修のための設計を行うものである。

①配線・配線路改修補正設計

②配線・配線路改修実施設計

⑶履行期間

契約締結日の翌日から 390 日間

⑷その他

①本業務は、提出された技術提案書を審査した結果、技術提案書の評価点が 70 点以上の者の中で最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）の対象業務である。

②本業務は、見積等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては４⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第１）を提出するものとする。

③本業務は、担い手の育成支援を目的とした試行業務である。

④本業務は、BIM/CIM（Building/ Construction Information Modeling, Management）モデルの活用による建設生産システムの生産性向上及び高度化を図ることを目的として実施する BIM/CIM 対象業務である。

⑤その他については、電子入札留意事項によることとする。

2　競争参加資格

⑴首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成 23 年準則第１号）第 73 条の規定に該当しない者であること。

⑵首都高速道路株式会社における 2025・2026 年度競争参加資格の「電気設備設計」の認定を受けている者であること。

⑶参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（詳細は「資本関係・人的関係がある者同士の競争参加制限について（https://www.shutoko.co.jp/business/system/bid/restrictions/）」に記載）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計業務請負現場説明書の説明事項１⑾イの記載に抵触するものではないことに留意すること。

⑷業務実施上の条件

①法人に必要とされる業務の実績

当該業務に参加希望する法人は、2016 年度以降に国、高速道路株式会社（首都、東日本、中日本、西日本、阪神、本州四国連絡）、高速道路公社（名古屋、広島、福岡北九州）、地方道路

公社又は地方公共団体のいずれかの発注の下、自動車専用道路（道路法第 48 条の２第１項又は第２項により指定された道路をいう。）又は高速自動車国道（高速自動車国道法第４条第１項により指定された道路をいう。）の、電気設備改修もしくは新設の実施設計を完了した業務実績を有すること。

なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が 60 点未満のものを除く。

②予定管理技術者に必要とされる要件

イ　技術者資格（予定管理技術者）

技術士［電気電子部門］、ＲＣＣＭ（電気電子部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者

なお、外国資格を有する技術者（我が国及び WTO 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又は RCCM 相当との国土交通大臣認定を受けている必要がある。

ロ　業務実績（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）

2016 年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、１件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が 60 点未満のものを除く。

同種業務：国、高速道路株式会社（首都、東日本、中日本、西日本、阪神、本州四国連絡）、高速道路公社（名古屋、広島、福岡北九州）、地方道路公社又は地方公共団体のいずれかの発注の下、自動車専用道路（道路法第 48 条の２第１項又は第２項により指定された道路をいう。）又は高速自動車国道（高速自動車国道法第４条第１項により指定された道路をいう。）における電気設備改修もしくは新設の実施設計業務

類似業務：上記以外の道路における電気設備改修もしくは新設の実施設計業務

ハ　手持ち業務量（予定管理技術者）

2026 年 10 月 19 日(月)現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む。）において、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が 500 万円以上の業務の契約金額の合計が５億円未満かつ件数が 10 件未満であること。

なお、手持ち業務が複数年契約の業務の場合には、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

【手持ち業務量が超過した場合】

2026 年 10 月 19 日(月)以降契約締結日まで及び履行期間中、管理技術者の手持ち業務量（本業務を含まない）が契約金額で５億円又は契約件数で 10 件を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合は、当該管理技術者を交代させる等の措置を請求する場合がある。

なお、変更後の管理技術者は以下の要件をすべて満たす者とする。

a）当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
b）当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
c）当該管理技術者と同等以上の業務評定点を有する者
d）手持ち業務量が上記で定めた制限量を超えていない者

⑸参加表明書の提出期限の日から見積開封のときまでに、当社から競争参加停止措置準則（平成 17 年準則第 22 号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

３　技術提案書の評価基準

⑴技術提案書による評価

①予定管理技術者の年齢、管理技術者としての当社業務経験回数及び予定管理補助技術者の配置
②予定管理技術者及び予定担当技術者の技術資格
③予定管理技術者（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）及び予定担当技術者の同種類似業務の実績

④予定管理技術者及び予定担当技術者の手持ち業務量
⑤予定管理技術者（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）及び予定担当技術者の公的機関等からの表彰経験
⑥予定管理技術者（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）の当社での業務成績

⑵配置予定技術者からのヒアリングによる評価
①ヒアリング対象者
イ　予定管理技術者
ロ　予定管理補助技術者（配置する場合）
②評価項目
イ　専門技術力の確認
ロ　業務への取組姿勢の評価
ハ　コミュニケーション力の評価

4　手続等
⑴担当部局
首都高速道路株式会社 東京東局 総務・経理課
〒103-0015
東京都中央区日本橋箱崎町 43-５
TEL：03-5640-4817 FAX：03-5640-4878

⑵現場説明書・技術提案書作成要領等の交付期間及び方法
①交付期間：2026 年 10 月 19 日(月)から 2026 年 11 月 13 日(金)午後４時まで
②方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。
・首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）
（ https://www.shutoko.co.jp/business/search/ ）
③交付資料のダウンロード操作手順：
上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先 URL 及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（CD-R 等の配布）により無償で交付するので、上記⑴の担当課まで申し出ること。

⑶参加表明書等の提出期限、提出場所及び提出方法
①電子入札システムによる場合
参加表明書（電子入札システムにより提出すること。）
・受付期間：2026 年 10 月 19 日(月)午前 10 時から 2026 年 11 月 13 日(金)午後４時まで
技術提案書
〈持参の場合〉
・受付期間：2026 年 10 月 19 日(月)から 2026 年 11 月 13 日(金)午後４時までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前 10 時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）。
・受付場所：上記４⑴に同じ。
〈郵送の場合〉
・受付期間：2026 年 10 月 19 日(月)から 2026 年 11 月 12 日(木)まで
・郵送方法：書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。なお、郵送提出する旨を事前に上記４⑴に記載の担当部局まで連絡すること。
・郵 送 先：上記４⑴に同じ。
②紙入札による場合
参加表明書及び技術提案書
〈持参の場合〉

受付期間及び受付場所は、上記４⑶①〈持参の場合〉のとおり。
〈郵送の場合〉
受付期間、郵送方法及び郵送先は、上記４⑶①〈郵送の場合〉のとおり。

５　その他

⑴手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵契約書の作成要否　要（本件は電子契約を推奨する。）

⑶関連情報を入手するための照会窓口は上記４⑴に同じ。

⑷技術提案書のヒアリングを行う。

⑸電子入札システムの稼動時間は、休日を除く午前８時から午後 10 時まで。

⑹障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、次のとおりとする。
電子入札ヘルプデスク　電話　0570-021-777
（平日のみ午前９時から午後５時 30 分まで（正午から午後１時までを除く。））
Mail ： sys-e-cydeenasphelp.rx@hitachi-systems.com

⑺見積参加希望者が電子入札システムで書類を提出した場合には、受付票及び競争参加資格確認通知書を電子入札システムで見積参加希望者に送付するので、必ず確認を行うこと。

⑻本掲示に関して詳細不明な点については、上記４⑴に掲げる担当課に照会すること。

⑼詳細は現場説明書及び技術提案書作成要領による。